

市議会における政策提案とその対策等					
〔一般質問〕					
担当課	環境政策課	議員名	盛 泰子 議員	提案月	R 元.6
<p>〔提案事項〕</p> <p>ドッグランなどの動物飼養施設の建設に関して、後々、動物に関するトラブルにつながらないよう、地域住民等に対して、事前協議や住民の同意等を盛り込んだ条例を新たに制定することができないか、又は、既存条例の一部改正等により、対応することができないか。栃木県鹿沼市の「鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例」を参考に条例の整備を進めてほしい。</p>					
<p>〔現況等〕</p> <p>動物の飼養施設等に限らず、土地開発や建築物を建設する場合は、環境保全条例に基づき、市長と協議し、同意を得ることが定められている。また、農地の場合は、農地転用の申請が必要となる。</p> <p>伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例には、動物飼養施設の建設に係る事前協議や周辺住民等からの同意に関することなどの定めはなく、現状は、飼い主等の責務や遵守事項等を定め、周辺環境や近隣住民のトラブルにならないよう適正な飼養に努めるよう指導している。</p>					
<p>〔政策提案を受けての対策〕</p> <p>部長回答にもあったように、栃木県鹿沼市を含め、先進地の条例や事例等を調べ、情報を収集し、今後も条例化の必要性を探っていく。</p>					
<p>〔対応状況・令和5年3月末現在 完了〕</p> <p>動物の鳴き声に対する規制や制限に関して、一般家庭からの鳴き声を規制できるのか、動物取扱業との相違点や対応等について協議を行い、他の法令等で動物の飼養施設の建設制限や鳴き声等に対し、<b>規制できるものがないため</b>、動物の鳴き声等や臭いに関して新たな条例は制定せず、現行の「動物の愛護及び管理に関する法律」や県条例、市の条例のなかで飼い主に対し指導していくこととした。</p> <p>今後、ドッグラン等の動物飼養施設の建設について、建築協議等で計画が示された段階で、経営者等に聴き取りを行い、伊万里保健福祉事務所と連携を図りながら、随時、助言・指導を行う。</p> <p>また、動物取扱業者に関しては、周辺環境への配慮と動物に起因する被害がでないよう施設整備や環境対策、管理運営を求めている。</p>					